

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

- ①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底
※建設業団体への説明会実施
- ②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照
- ③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握
- ④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

専用ダイヤル:0570-200-123 URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業 法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン・・・0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置